

～お申込をされる前に～

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、目論見書と一体としてお渡しするものです。
この書面は、株式会社新生銀行が作成したものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。)

この目論見書補完書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としとしてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②証券仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

当ファンドの販売会社の概要




商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本店所在地	〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8
加入協会	日本証券業協会
資本金	451,296,960,600円(2007年8月1日現在)
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	0120-456-860またはお取引のある本支店にご連絡ください。



当行取扱いの公募追加型投資信託のお申込手数料一覧



















次ページ以降をご確認ください。

当行取扱いの公募追加型投資信託のお申込手数料一覧

(※)約定金額とは、お申込金額からお申込手数料およびお申込手数料に対する消費税等の相当額を控除した金額(「約定日の基準価額×約定した口数」)をいいます。お申込手数料は、下記の手数料率を約定金額に乗じた金額とします。また、消費税等の相当額とは消費税および地方消費税相当額の合計金額を示し、各お申込手数料に対して5%がかかります。(「お申込金額=約定金額+お申込手数料+お申込手数料に対する消費税等の相当額」)

取扱窓口  店頭 /  電話(新生パワーコール) /  インターネット(新生パワーダイレクト)





























[ 電話(新生パワーコール)、 インターネット(新生パワーダイレクト)は、パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さまのみのお取り扱いになります。]



ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
大同のMMF (マネー・マネージメント・ファンド)	T&Dアセット マネジメント	累積投資 専用	なし		1万円以上 1円単位	  
225インデックス ファンド	T&Dアセット マネジメント	自動継続 投資コース	5億円未満	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
インデックス ファンド225	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
ダイワ・ バリュー株・ オープン (愛称:底力)	大和証券 投資信託 委託	分配金 再投資 コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5億円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5億円以上 10億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			10億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
フィデリティ・ 日本成長株・ ファンド	フィデリティ 投信	累積 投資コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
			1,000万円以上 5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
フィデリティ・ 日本配当 成長株・ファンド (分配重視型)	フィデリティ 投信	累積 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率	お申込単位	取扱窓口
ウォーバーク・ ピンカス・ ジャパン・ グロース・ ファンド (2007年12月8日に 「クレディ・スイス・ ジャパン・グロース・ ファンド」に変更)	クレディ・ スイス投信	自動 けいぞく 投資専用	1,000万円未満 3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 5,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 5億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			5億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
アメリカン・ ドリーム・ファンド	新生インベス トメント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満 3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
ガリレオ	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	1億円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 10億円未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			10億円以上 0.525% (税抜 0.5%)		
グローバル・ ソブリン・ オープン (毎月決算型)	国際投信 投資顧問	分配金 複利 けいぞく 投資コース	1億口未満 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
			1億口以上 3億口未満 1.05% (税抜 1.0%)		
			3億口以上 0.525% (税抜 0.5%)		
			お申込手数料の段階区分が「口数」 であるため、当ファンドについては「約 定した口数」に応じた手数料率を記 載しています。		
世界のサイフ	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律 2.10% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
LM・ オーストラリア 毎月分配型 ファンド	レッグ・ メイソン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1,000万円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 1億円未満 1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		
ニッセイ/ パトナム・ インカムオープン	ニッセイ アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律 1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
エマージング・ ソブリン・オープン (毎月決算型)	国際投信 投資顧問	自動 けいぞく 投資コース	5億円未満 2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5億円以上 1.05% (税抜 1.0%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
高利回り社債オープン	野村アセットマネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
高利回り社債オープン・ 為替ヘッジ	野村アセットマネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生インベスト メント・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上	1.575% (税抜 1.5%)		
JPMワールド・ CB・ オープン	JPモルガン・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
ドイツェ・ライフ・ プラン 30	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ドイツェ・ライフ・ プラン 50	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ドイツェ・ライフ・ プラン 70	ドイツェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
フィデリティ・ バランス・ ファンド	フィデリティ 投信	累積投資 コース	1,000万円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1,000万円以上 5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)		
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
新生・4分散 ファンド	中央三井 アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
新生・世界分散 ファンド (複利効果重視型)	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
新生・世界分散 ファンド (分配重視型)	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
世界の財産 3分法ファンド (不動産・債券・ 株式) 毎月分配型	日興アセ ット マネジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
グローバル・ ハイインカム・ ストック・ファンド	野村アセ ット マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
世界好配当 インフラ株 ファンド (毎月分配型)	日興アセ ット マネジ メント	分配金 再投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
JFアジア株・ アクティブ・ オープン	JPモルガ ン・ アセ ット・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
JPM・BRICS5・ ファンド(愛称: ブリックス・ファイブ)	JPモルガ ン・ アセ ット・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・フラトン VPIC ファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	自動 けいぞく 投資 コース	1億円未満	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
			1億円以上 3億円未満	1.05% (税抜 1.0%)		
			3億円以上	0.525% (税抜 0.5%)		
HSBC チャイナ オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
HSBC インド オープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	
新生・UTI インドファンド	新生インベ スト メント・ マネジ メント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率		お申込単位	取扱窓口
HSBCブラジルオープン	HSBC投信	自動 けいぞく 投資コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
SGロシア 東欧株ファンド	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
フィデリティ・ USリート・ ファンド A (為替ヘッジあり)	フィデリティ 投信	累積投資 コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
フィデリティ・ USリート・ ファンド B (為替ヘッジなし)	フィデリティ 投信	累積投資 コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
ラサール・ グローバルREIT ファンド (毎月分配型)	日興アセット マネジメント	分配金 再投資 コース	一律	3.15% (税抜 3.0%)	1万円以上 1円単位	  
ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ ニュートラル・ファンド (愛称:GS ジャパン・ ニュートラル)	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ ニュートラル・ファンド (愛称:GS US ニュートラル)	ゴールドマン・ サックス・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	5,000万円未満	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	  
			5,000万円以上 1億円未満	1.575% (税抜 1.5%)		
			1億円以上	1.05% (税抜 1.0%)		
MHAM物価 連動国債ファンド (愛称:未来予想)	みずほ 投信投資 顧問	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	  
インベスコ 店頭・成長株 オープン	インベスコ 投信投資 顧問	自動 けいぞく 投資コース	一律	2.1% (税抜 2.0%)	1万円以上 1円単位	
ドイチェ・ヨーロッパ インカムオープン	ドイチェ・ アセット・ マネジメント	自動 けいぞく 投資コース	一律	1.575% (税抜 1.5%)	1万円以上 1円単位	
MSCIインデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ ポートフォリオ	モルガン・ スタンレー・ アセット・ マネジメント 投信	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
ダイワJ-REIT オープン	大和証券 投資信託 委託	分配金 再投資 コース	一律	1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	

ファンド名	運用会社	取扱コース	約定金額(※)に対するお申込手数料率	お申込単位	取扱窓口
日本トレンド・セレクト ハイパー・ウェイブ	日興アセット マネジメント	自動 けいぞく 投資専用	一律 1.05% (税抜 1.0%)	1万円以上 1円単位	
日本トレンド・セレクト リバース・トレンド・ オープン			一律 1.05% (税抜 1.0%)		
日本トレンド・セレクト 日本トレンド・ マネーポートフォリオ			日本トレンド・セレクトの他のポートフォリオからの スイッチングでのみご購入いただけます		
日本トレンド・セレクトは手数料無しで3つのポートフォリオ間のスイッチングができます(信託 財産留保額はかかる場合があります。詳しくは目論見書でご確認ください)。スイッチングに よる購入申込単位は、1円以上1円単位です。					
日本債券ベア	T&D アセット マネジメント	自動継続 投資コース	一律 1.05% (税抜 1.0%)	10万円以上 1円単位	

<償還乗換優遇制度について>

償還乗換優遇制度とは、投資信託の償還金をもって、その支払を受けた販売会社で一定期間内に新たに別の投資信託をご購入いただく場合に、お申込手数料が無料となるなどの優遇制度です。当行では、お客さまが、下記の優遇対象となる償還(予定)ファンドの償還金をもって、本お申込手数料一覧記載のいずれかの投資信託(「大同のMMF」は除く。)をお申し込みされる場合に、手数料を無料とさせていただきます。*なお、償還乗換の際に償還金の支払を受けたことを証する書類を呈示していただくことがあります。

※以下の場合には優遇制度の対象外となります。

- ・「償還するファンド」「償還金をもってお申し込みされるファンド」のいずれかまたは両方が、外国籍投資信託である場合
- ・インターネット〈新生パワーダイレクト〉でお申し込みされる場合

優遇対象となる償還(予定)ファンド	償還(予定)日	優遇期限
—	—	—
優遇対象とならない償還(予定)ファンド	償還(予定)日	
—	—	



Color your life



ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。



設定・運用は

日興アセットマネジメント

ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

「ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型)」「マザーファンドを含みます。)は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産など値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。

投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、証券取引法(現金融商品取引法)昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成19年4月5日に関東財務局長に提出しており、平成19年4月6日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月7日および10月5日に関東財務局長に提出しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時～正午)

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に不動産を実質的な投資対象としますので、不動産の価格の下落や、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

当ファンドの手数料などについて

お申込時、ご換金(解約)時にご負担いただく費用

申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

信託報酬	純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%) この他に、投資対象とする「世界REITマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。
監査費用	純資産総額に対し 年率0.00945%(税抜0.009%)以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・外貨建資産の保管などに要する費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

目 次

目 次

基本情報

特 色

投資リスク

費用・税金

ファンド情報

運 用

そ の 他

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	2
換金手続きの概要	3

特 色

ファンドの特色	5
投資方針	8

投資リスク

ファンドのリスク	13
リスク管理体制	14

費用・税金

手数料等及び税金	15
----------	----

ファンド情報

ファンドの性格	20
管理及び運営の概要	22
その他の情報	25

運 用

ファンドの運用状況	27
財務ハイライト情報	31

そ の 他

約 款	33
用 語 集	45

ファンドの概要

ファンドの名称	ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型) (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	ファンド・オブ・ファンズ / 自動売買投資適用
ファンドの目的	安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク
信託期間	無期限とします(平成16年3月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
信託報酬	<p>純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%)</p> <p>この他に、投資対象とする「世界REITマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p>

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

基本情報

取得申込み手続きの概要

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なうものとします。 ・収益分配金の受取方法によって、< 分配金再投資コース > と < 分配金受取りコース > の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 ・< 分配金再投資コース > をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動払いぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。 ・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
取扱時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。</p>
取得申込不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・オーストラリア証券取引所の休業日
申込価額 (発行価格)	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
申込単位	<p>申込単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
申込手数料	<p>販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。</p>

申込金額	お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込期間	平成19年4月6日から平成20年4月4日とします。 平成20年4月5日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金請求不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日 オーストラリア証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	< 分配金再投資コース > 1口単位 < 分配金受取りコース > 1口単位 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

基本情報

< 解約請求による換金 >

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
手取額	<p>1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。</p> <p>税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。</p>
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
受付中止	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

ファンドの特色

1

世界各国の上場不動産投信（REIT）を中心に投資を行ない、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- ・主として、「世界REITマザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界各国の上場不動産投信（REIT）を中心に投資を行ないます（ファンド・オブ・ファンズ）。世界の不動産投信に投資を行なうことで、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得することをめざします。
- ・実質的な運用は「世界REITマザーファンド」で行ないます。

不動産投信とは、不特定多数の投資家から資金を調達し、不動産の所有、管理、運営を行なうもので、REIT（=Real Estate Investment Trust）と呼ばれる場合があります。多くの不動産投信は、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が事実上免除されています。不動産投信に投資する投資家は、不動産などに投資して得られる収益の大半を受け取ることができます。不動産投信には上場しているものと、非上場のものがありますが、当ファンドは原則として各国の金融商品取引所に上場している不動産投信に投資します。なお、豪州に上場する不動産投信は、一般的にLPT（=Listed Property Trust）と呼ばれています。当ファンドは、このLPTにも積極的に投資します。

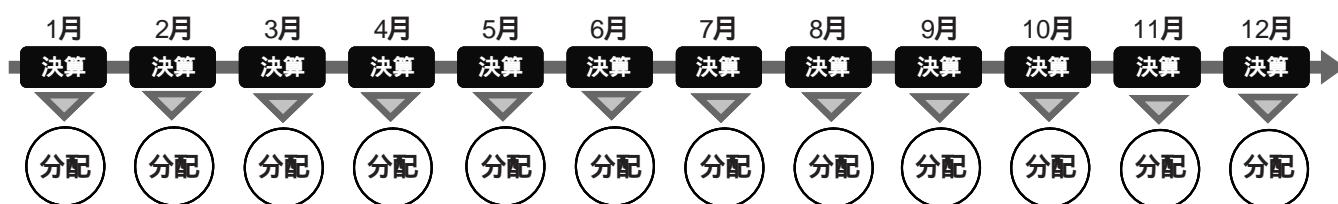
2

原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・毎月5日（休業日の場合は翌営業日）を決算日として、安定した収益分配を行なうことをめざします。
- ・世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ・基準価額が当初元本（1万口当たり1万円）を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。

*なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

組入不動産投信の分配収益などを原資とします



上記の図はイメージであり、将来の分配金のお支払いを約束するものではありません。

< 分配金再投資コース > の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

特 色

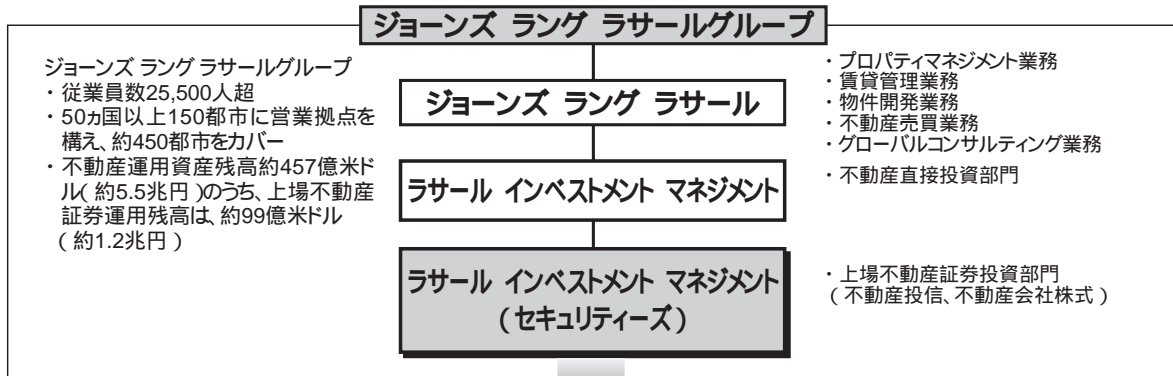
3

ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)が運用を担当します。

「世界REITマザーファンド」の運用にあたっては、ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)に運用の指図に関する権限を委託します。

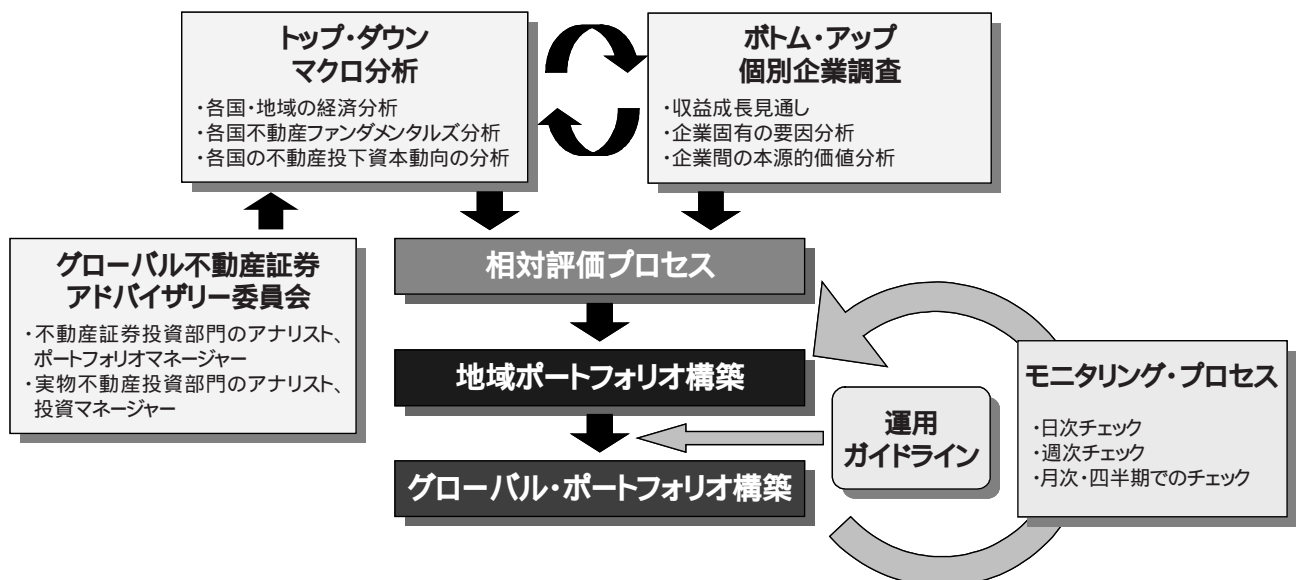
ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)について

同社は、世界有数の総合不動産サービス会社の1つである「ジョーンズ ラング ラサールグループ」の上場不動産証券投資部門です。



2007年6月末現在

ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)のグローバルポートフォリオの運用プロセス



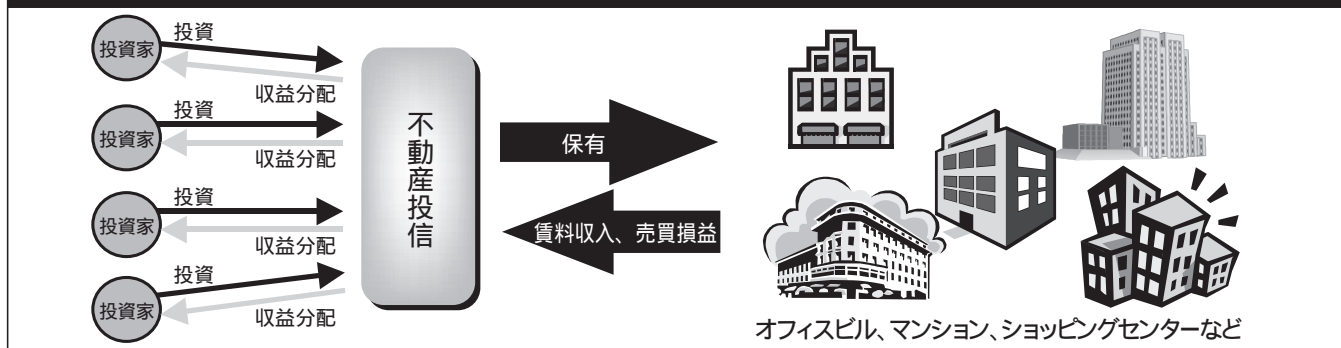
2007年6月末現在

特
色

不動産投信とは

投資家から集めた資金などで不動産を保有し、そこから生じる賃料収入、売却益などが投資家に分配される商品です。投資家には投資信託証券が発行され、一般的に上場不動産投信は株式と同じように売買することが可能です。

不動産投信の仕組み



不動産投信のメリット

比較的高く安定した分配金利回り	不動産投信は、不動産を保有することにより生じる賃料収入などを分配原資として分配を行ないます。また一般的には、この分配原資の一定以上を分配するかわりに、法人税が事実上免除されています。そのため、比較的高く安定した分配金利回りを期待することができます。
インフレに強い	主な収益源となる賃料や、不動産の価格はインフレに連動して動く傾向があるため、インフレに強いと考えられています。
小口から分散投資が可能	不動産への直接投資と比較すると、小口から複数の不動産物件への投資が可能となります。投資地域の分散やテナントの分散によるリスク軽減を図ることが可能となります。
専門家による運用の効果	不動産投資は高度な専門性を有しますが、不動産投信は専門家が運用するので、投資家は不動産投信に投資することで、専門家の運用によるメリットを享受することが期待できます。
高い流動性・換金性	金融商品取引所に上場している不動産投信は、相対的に現物の不動産よりも流動性・換金性に優れています。

不動産投信の主なリスク

不動産投信は、不動産を運用対象とする商品で、かつ、市場で取引されますので、不動産を取り巻く環境、不動産市況や金利動向、マクロ経済の変化など、様々な要因で分配金や価格は影響を受けます。

不動産の価格は、不動産市況、社会情勢その他の要因を理由として変動します。さらに不動産の流動性は一般に低く、望ましい時期に売却することができない可能性、売却価格が下落する可能性などがあります。元本が保証された商品ではありません。

不動産投信は、一般の法人と同様に倒産のリスクがあります。法的倒産手続きを開始した場合、本投資証券の価格が著しく下落し、無価値になることも予想されます。

不動産について、火災、爆発、水災その他の事故について、火災保険などの保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合には、著しい悪影響を受ける可能性があります。

地震、噴火、津波などの災害により不動産が滅失、劣化または毀損し、その価格が影響を受ける可能性があります。

不動産からの収入が減少する可能性や、不動産に関する費用は増大する可能性があり、分配金額が悪影響を受けることがあります。

収益は、不動産の賃料収入に依存しています。賃料収入は、不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延などにより減少する可能性があります。

退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、未稼働不動産の取得などは、分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融商品取引所が定める基準に抵触し、上場廃止になった場合には、取引が著しく困難になる可能性があります。

特 色

投資方針

投資方針

- ・主として、「世界REITマザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

特
色

特 色

投資対象とする投資信託証券の概要

<世界REITマザーファンド>

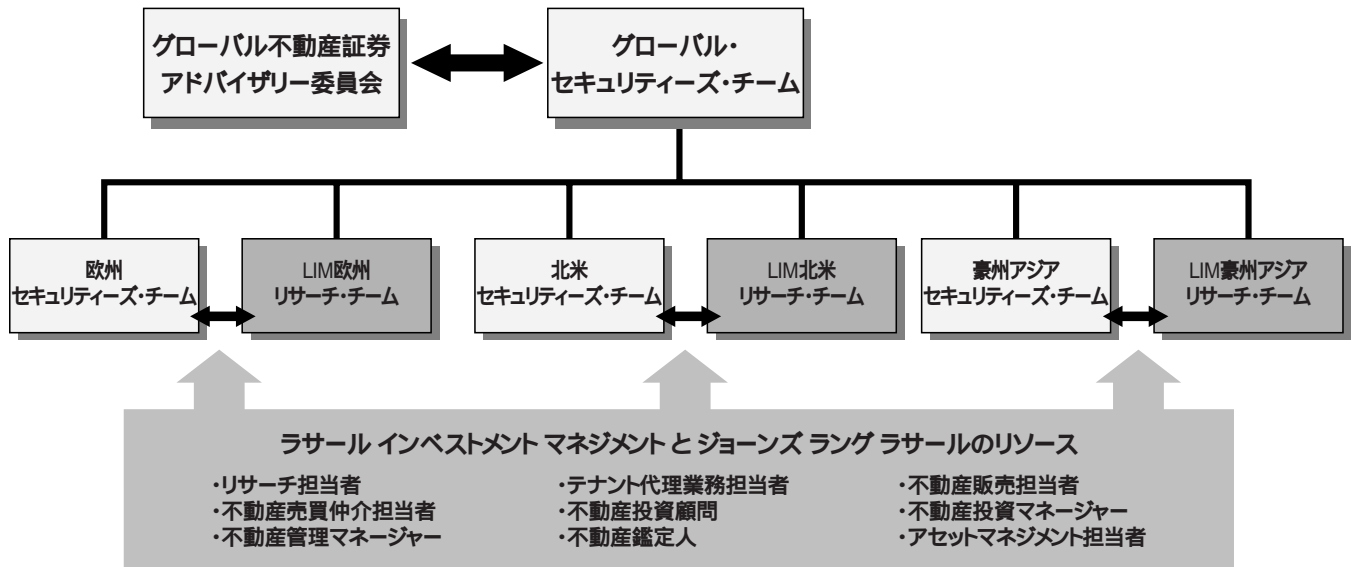
運用の基本方針	
基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信(社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。)の投資信託証券(以下「不動産投資信託証券」といいます。)に投資を行ない、インカム収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。 ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ) 投資一任)
信託期間	無期限(平成16年3月26日設定)
決算日	毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)

特 色

運用体制

<ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ) 投資顧問会社 >の運用体制 >

当ファンドの主要投資対象である「世界REITマザーファンド」の運用にあたっては、ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)に運用の指図に関する権限を委託します。

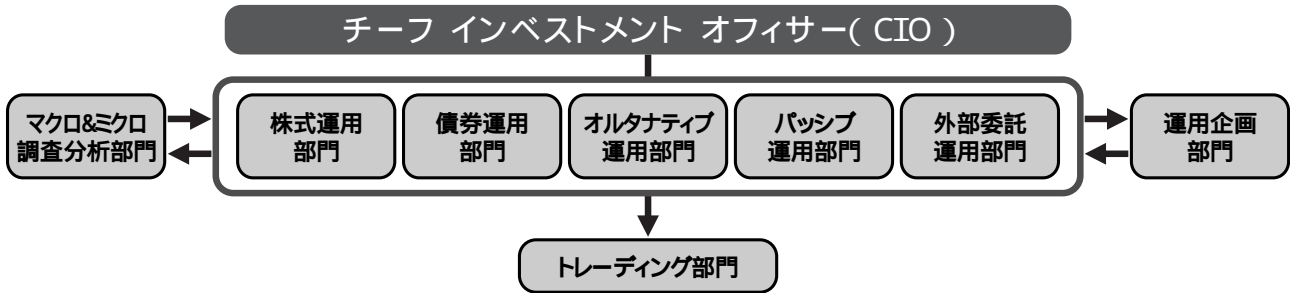


(2007年6月末現在)

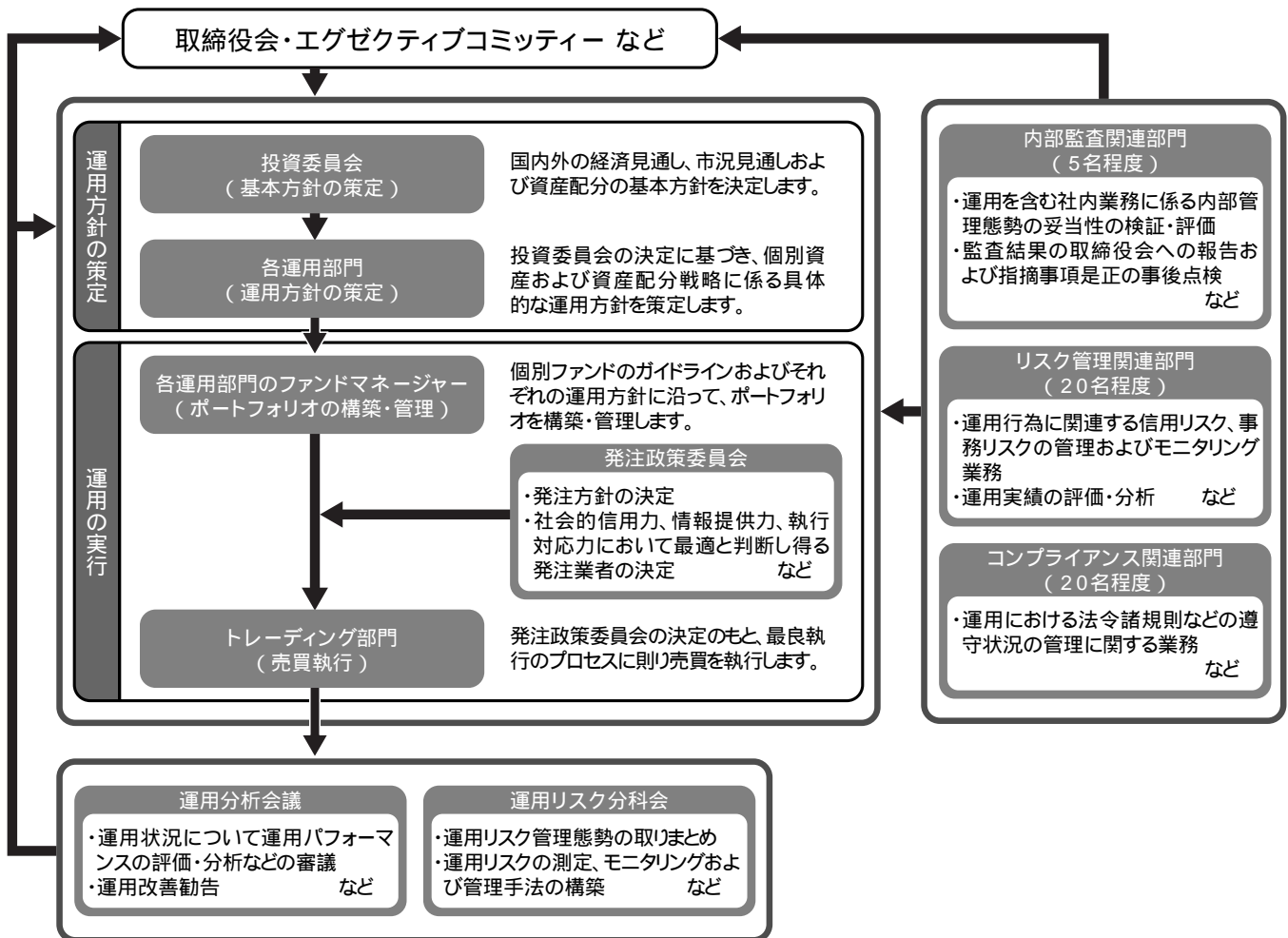
特
色

特 色

<日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)における運用体制>
委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の動定残高照会などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用(投資助言を含みます。)するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は平成19年10月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

特 色

分配方針

収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行いません。第4計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

投資制限

約款に定める 投資制限

1)投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。

2)有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。

3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

4)同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

5)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産など値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

不動産投信は、不動産を運用対象とする商品で、かつ市場で取引されますので、不動産を取り巻く環境、不動産市況や金利動向、マクロ経済の変化など、様々な要因で分配金や価格は影響を受けます。
詳しくは、7頁「不動産投信の主なリスク」をご参照ください。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を破る可能性があります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。

為替変動リスク

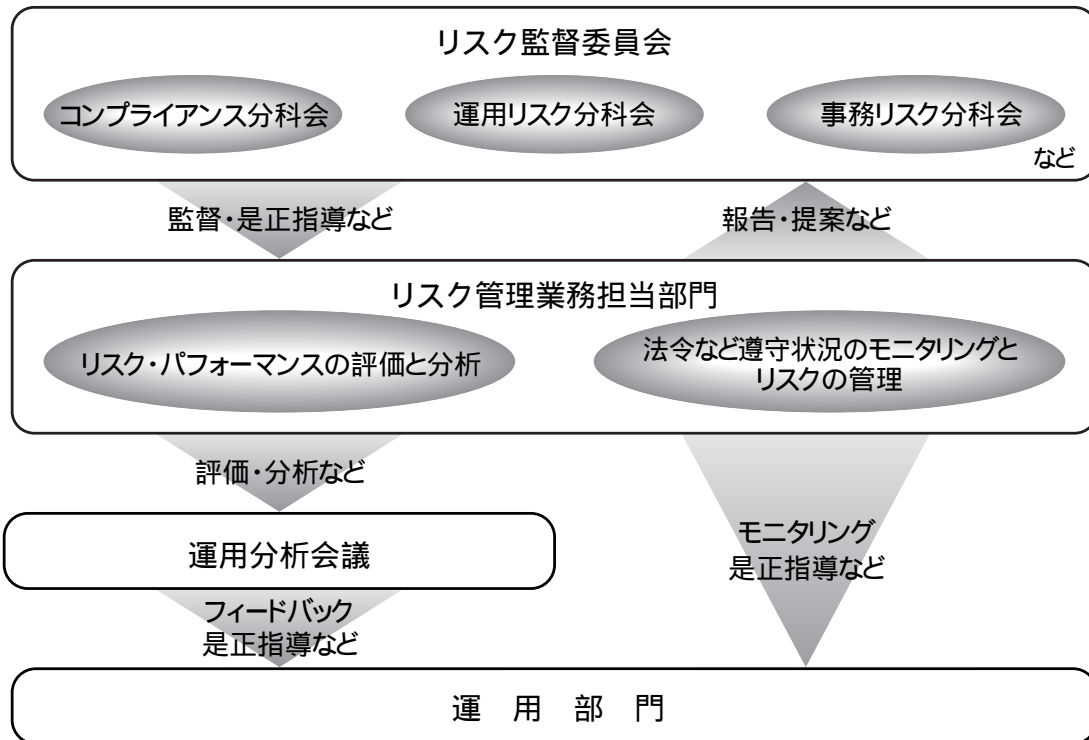
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

投資リスク

リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)におけるリスク管理体制>



全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成19年10月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金(解約)までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。
下記の税率は、平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容	
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり)	基準価額の3.15%(税抜3%)以内
	収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*(うち地方税3%)
	換金(解約)時	換金手数料	ありません
		信託財産留保額	ありません
		所得税・地方税	解約差益に対し10%*(うち地方税3%)
償還時	所得税・地方税	償還差益に対し10%*(うち地方税3%)	
間接負担	保有時	信託報酬	純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%) この他に、投資対象とする「世界REITマ ザーファンド」の主要投資対象である不動 産投信には運用などに係る費用がかかりま すが、投資する不動産投信の銘柄は固定 されていないため、事前に料率、上限額な どを表示することができません。
		監査費用	純資産総額に対し 年率0.00945%(税抜0.009%)以内
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料 などのファンドを運用するための費用など	

売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

*内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。

買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

売買委託手数料などには、消費税等相当額がかかります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは「課税上の取扱い」をご参照ください。

費用・税金

申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.575%(税抜1.5%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

この他に、投資対象とする「世界REITマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

- ・信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.5750% (1.50%)	0.9135% (0.87%)	0.5775% (0.55%)	0.0840% (0.08%)
100億円超 500億円以下の部分		0.8610% (0.82%)	0.6300% (0.60%)	
500億円超の部分		0.7560% (0.72%)	0.7350% (0.70%)	

括弧内は税抜です。

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける報酬の中から支払います。

- ・信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

監査費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に対し年0.00945%(税抜0.009%)以内の率を乗じて得た金額が費用計上されます。

売買委託手数料など

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

課税上の取扱い

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成16年1月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税(株式等の譲渡損益との損益通算可)	

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

法人の場合、平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間は7%(所得税のみ)、平成21年4月1日以降は15%(所得税のみ)の源泉徴収となります。

上場株式等に限定されている特定口座の利用が平成16年10月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期などが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

費用・税金

個人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成21年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等(上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)のほか、未上場の株式投資信託を含みます。以下同じ。)の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等(公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。以下同じ。)に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

[平成21年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年12月31日まで]

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

[平成21年1月1日以降]

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%(所得税15%および地方税5%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

**法人受益者の場合
収益分配金、解約金、
償還金の取扱い**

[平成16年1月1日から平成21年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

[平成21年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

**益金不算入制度
の適用**

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

個別元本超過額

- ・償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額(解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額)が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- ・この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

**普通分配金と
特別分配金**

- ・収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受け取る際
 - 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンド情報

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的

安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

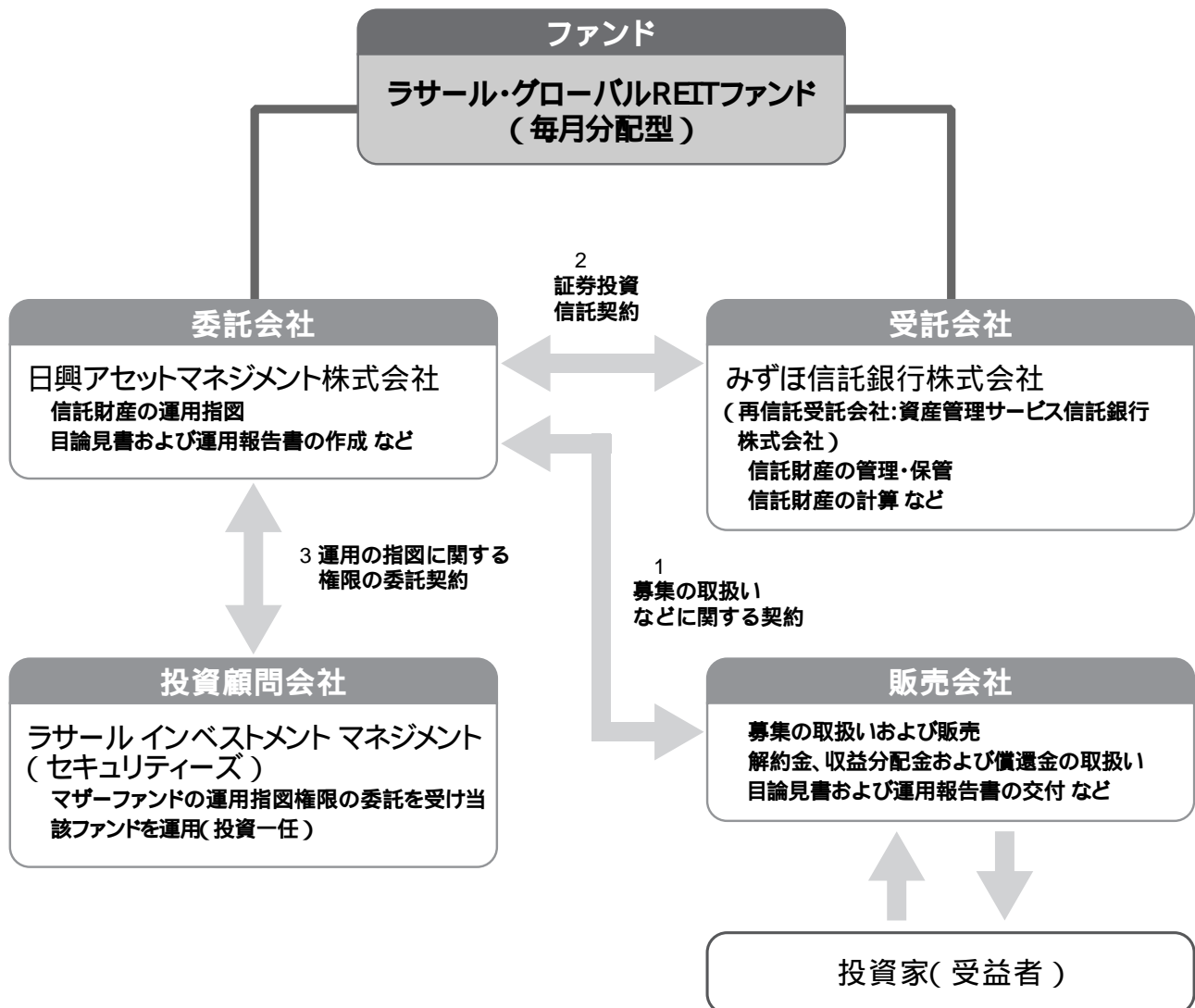
ファンド・オブ・ファンズ

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金限度額

- ・ 3,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの仕組み

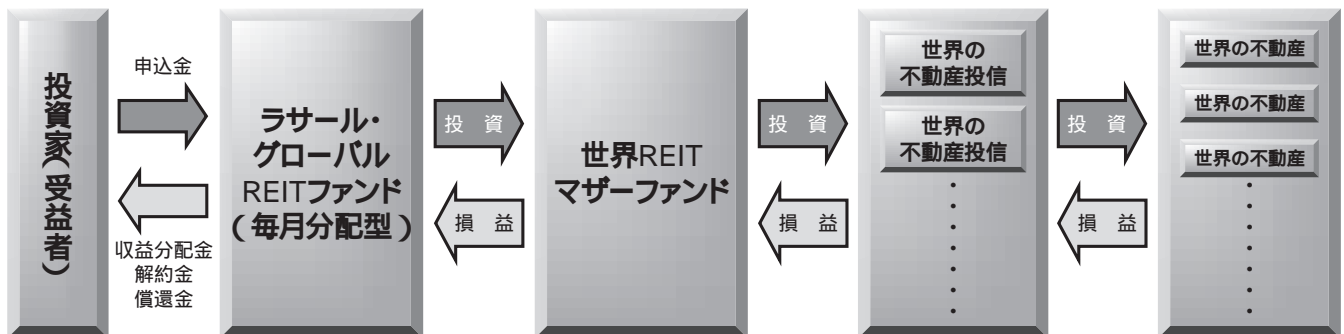


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に係る権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

ファンド情報

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、「世界REITマザーファンド」を通じて、世界の不動産投信に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況 (平成19年8月末日現在)

- 1) 名称
日興アセットマネジメント株式会社
- 2) 代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3) 本店の所在の場所
東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
平成19年9月18日付で下記に移転
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 4) 資本金
16,287百万円
- 5) 会社の沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始
昭和60年：投資顧問業開始
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	112,842,500株	61.31%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.58%

ファンド情報

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

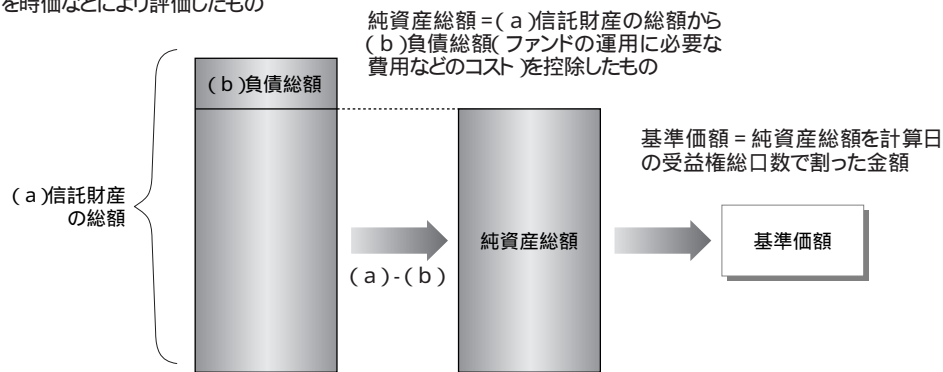
資産の評価

基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >

(a) 信託財産の総額 = ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価などにより評価したもの



有価証券などの評価基準

・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

・ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と照会先

・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

保管

該当事項はありません。

計算期間

毎月6日から翌月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

信託の終了他

信託の終了
(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

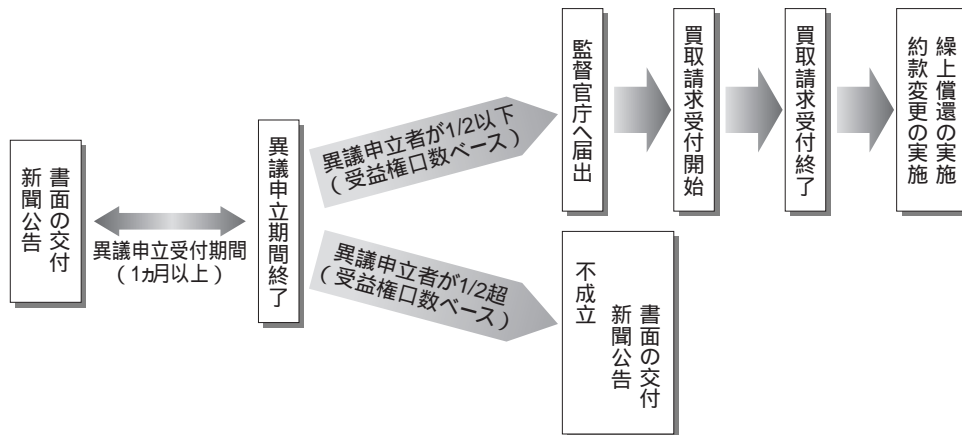
異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ファンド情報

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回(1月、7月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・ 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益
証券事務の概要

名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

受益者に対する特典
譲渡制限の内容

該当事項はありません。

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の
受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

その他

内国投資信託
受益証券の形態等

・追加型証券投資信託受益権です。

・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

ファンド情報

発行価額の総額 (設定総額)

1兆円を上限とします。

払込期日および 払込取扱場所

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】
 - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益及び剰余金計算書】
 - (3)【注記表】
 - (4)【附属明細表】
 - 2 【ファンドの現況】
 - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 19 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	34,668,455	98.89
日本	34,668,455	98.89
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	390,374	1.11
純資産総額	35,058,829	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 親投資信託受益証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
日本	世界 R E I T マザーファンド	19,262,393,200	2.0525	39,536,062,090	1.7998	34,668,455,281	98.89

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.89
合計	98.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運 用

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時 (2004年03月26日)	1.0000	1.0000	9,196	9,196
第1特定期間末(2004年07月05日)	0.9825	0.9865	17,010	17,078
第2特定期間末(2005年01月05日)	1.1001	1.1241	27,552	28,052
第3特定期間末(2005年07月05日)	1.2087	1.2327	32,489	33,128
第4特定期間末(2006年01月05日)	1.3044	1.3344	29,187	29,828
第5特定期間末(2006年07月05日)	1.4002	1.4332	33,235	33,954
第6特定期間末(2007年01月05日)	1.6750	1.7110	42,394	43,226
第7特定期間末(2007年07月05日)	1.6984	1.7344	41,597	42,469

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した額です。

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2006年07月末日	1.4291	33,738
2006年08月末日	1.4925	35,759
2006年09月末日	1.5348	37,111
2006年10月末日	1.5901	39,072
2006年11月末日	1.6320	40,454
2006年12月末日	1.6886	42,555
2007年01月末日	1.8207	46,475
2007年02月末日	1.7721	45,446
2007年03月末日	1.7285	44,207
2007年04月末日	1.7949	45,481
2007年05月末日	1.7892	45,055
2007年06月末日	1.6812	41,307
2007年07月末日	1.4897	35,058

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1特定期間	0.0040
第2特定期間	0.0240
第3特定期間	0.0240
第4特定期間	0.0300
第5特定期間	0.0330
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0360

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	1.35
第2特定期間	14.41
第3特定期間	12.05
第4特定期間	10.40
第5特定期間	9.87
第6特定期間	22.20
第7特定期間	3.55

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考)世界REITマザーファンド

以下の運用状況は平成19年7月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
投資証券	36,043,385	96.15
日本	1,724,641	4.60
アメリカ	18,898,735	50.41
カナダ	1,629,199	4.35
オランダ	1,693,015	4.52
フランス	3,235,562	8.63
オーストラリア	3,246,779	8.66
イギリス	3,663,145	9.77
香港	932,582	2.49
シンガポール	735,425	1.96
ベルギー	284,299	0.76
為替予約取引(売建)	(120,801)	(0.32)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,444,874	3.85
純資産総額	37,488,259	100.00

運 用

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
オーストラリア	WESTFIELD GROUP	1,030,776	2,114	2,178,641,091	1,965	2,025,058,819	5.40
アメリカ	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	169,140	12,121	2,050,118,363	10,270	1,737,147,127	4.63
アメリカ	VORNADO REALTY TRUST	124,592	14,535	1,810,910,751	12,321	1,535,097,359	4.09
アメリカ	PROLOGIS	188,001	7,189	1,351,482,968	6,806	1,279,487,204	3.41
イギリス	LAND SECURITIES GROUP PLC	310,511	5,207	1,616,885,641	3,946	1,225,422,688	3.27
アメリカ	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	252,720	5,964	1,507,133,102	4,816	1,217,069,345	3.25
フランス	UNIBAIL-RODAMCO	44,546	30,649	1,365,298,767	27,001	1,202,793,477	3.21
イギリス	BRITISH LAND COMPANY PLC	362,340	3,807	1,379,499,283	2,893	1,048,173,492	2.80
アメリカ	REGENCY CENTERS CORPORATION	136,102	9,331	1,269,997,253	7,644	1,040,400,953	2.78
アメリカ	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	178,239	6,259	1,115,532,695	5,675	1,011,439,913	2.70
アメリカ	BOSTON PROPERTIES INC	89,332	13,188	1,178,097,000	11,297	1,009,176,565	2.69
香港	LINK REIT	3,732,000	247	921,236,736	250	932,582,016	2.49
フランス	UNIBAIL-RODAMCO	33,280	31,353	1,043,430,446	26,951	896,915,995	2.39
フランス	KLEPIERRE	38,850	23,080	896,666,883	17,784	690,903,505	1.84
アメリカ	SL GREEN REALTY CORP	47,899	16,332	782,289,506	14,249	682,513,426	1.82
オーストラリア	GPT GROUP	1,455,381	506	736,347,683	468	680,629,009	1.82
オランダ	CORIO NV	83,294	10,238	852,817,468	8,146	678,500,097	1.81
アメリカ	AVALONBAY COMMUNITIES INC	52,521	15,698	824,491,356	12,904	677,720,511	1.81
シンガポール	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,131,000	205	640,746,626	213	667,855,137	1.78
アメリカ	HOST HOTELS & RESORTS INC	243,252	2,914	708,843,626	2,526	614,524,025	1.64
アメリカ	KILROY REALTY CORPORATION	81,279	9,254	752,123,845	7,505	610,008,161	1.63
アメリカ	VENTAS INC	155,062	5,035	780,707,055	3,805	589,993,946	1.57
アメリカ	ARCHSTONE-SMITH TRUST	82,274	6,964	572,940,824	6,857	564,143,850	1.50
カナダ	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	182,500	3,550	647,837,299	3,063	559,024,054	1.49
オーストラリア	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRUST	2,676,315	212	567,332,647	202	541,091,479	1.44
アメリカ	PUBLIC STORAGE	63,760	11,698	745,897,148	8,425	537,147,408	1.43
カナダ	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	193,469	2,693	521,099,320	2,488	481,439,287	1.28
日本	日本ビルファンド投資法人 投資証券	302	1,580,657	477,358,443	1,580,000	477,160,000	1.27
オランダ	WERELDHAVE NV	29,700	16,699	495,971,942	14,534	431,650,581	1.15
アメリカ	LASALLE HOTEL PROPERTIES	91,103	5,558	506,338,890	4,646	423,245,989	1.13

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資証券	96.15
合計	96.15

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
香港ドル	売建	110,238,889	110,610,260	0.30
カナダドル	売建	10,154,213	10,191,574	0.03
合計		120,393,102	120,801,834	0.32

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）

< 貸借対照表 >

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	前期	当期
			平成19年1月5日現在	平成19年7月5日現在
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			627,446,509	604,423,500
親投資信託受益証券			41,992,900,673	41,227,780,530
未収入金			20,000,000	90,000,000
流動資産合計			42,640,347,182	41,922,204,030
資産合計			42,640,347,182	41,922,204,030
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金			141,423,657	138,336,305
未払解約金			48,478,895	131,351,530
未払受託者報酬			2,952,694	2,941,451
未払委託者報酬			52,410,510	52,210,927
その他未払費用			155,826	153,634
流動負債合計			245,421,582	324,993,847
負債合計			245,421,582	324,993,847
純資産の部				
元本等				
元本			25,310,109,280	24,491,664,051
剰余金				
期末剰余金			17,084,816,320	17,105,546,132
(うち分配準備積立金)			(10,494,226,665)	(11,603,833,851)
剰余金合計			17,084,816,320	17,105,546,132
元本等合計			42,394,925,600	41,597,210,183
純資産合計			42,394,925,600	41,597,210,183
負債・純資産合計			42,640,347,182	41,922,204,030

運 用

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	前期	当期
			自 平成18年7月6日 至 平成19年1月5日	自 平成19年1月6日 至 平成19年7月5日
			金 額	金 額
営業収益				
受取利息			481,939	1,228,719
有価証券売買等損益			7,786,853,265	1,810,879,857
営業収益合計			7,787,335,204	1,812,108,576
営業費用				
受託者報酬			15,796,195	18,645,751
委託者報酬			280,383,535	330,963,123
その他費用			866,524	957,270
営業費用合計			297,046,254	350,566,144
営業利益金額			7,490,288,950	1,461,542,432
経常利益金額			7,490,288,950	1,461,542,432
当期純利益金額			7,490,288,950	1,461,542,432
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額			109,727,378	16,533,721
期首剰余金			9,498,683,971	17,084,816,320
剰余金増加額			3,552,214,562	3,766,526,234
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)			(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)			(3,552,214,562)	(3,766,526,234)
剰余金減少額			2,515,284,244	4,318,135,794
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)			(2,515,284,244)	(4,318,135,794)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)			(-)	(-)
分配金			831,359,541	872,669,339
期末剰余金			17,084,816,320	17,105,546,132

< 重要な会計方針に係る事項に関する注記 >

項 目	期 別	前期	当期
		自 平成18年7月6日 至 平成19年1月5日	自 平成19年1月6日 至 平成19年7月5日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

運

用

約款

追加型証券投資信託

ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）

そ の 他

<追加型証券投資信託 ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型)>

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

世界REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界REITマザーファンド受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(5)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(6)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。

収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行ないません。第4計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金91億9,645万7,937円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金3,500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については91億9,645万7,937口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることによ

そ の 他

り定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券

投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 （削除）

（毀損した場合等の再交付）

第17条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第18条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

そ の 他

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第20条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託世界REITマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
4. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下本条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得

た額をいいます。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

そ の 他

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成16年3月26日から平成16年4月5日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの純資産総額に応じて下記の率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が100億円以下の部分	年万分の55
”	100億円超 500億円以下の部分 年万分の50
”	500億円超の部分 年万分の40

(収益分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日ま

で、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、第1、第2および第3計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第43条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(受益証券の保護預り等)

第41条 (削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約

そ の 他

の実行を受け付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第44条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

そ の 他

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年3月26日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

委託会社	運用会社のことをいいます。
------	---------------

運用報告書	期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。
-------	---

か

解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。
------	---

解約請求	ファンドの換金方法の一つです。受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。解約価額で行なわれます。
------	--

格付	格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期(償還)時の元金が支払われる確実性(信用度)を、利害関係のない第三者(格付機関)が判断(評価)し、投資家に提供する情報のことです。
----	---

基準価額	純資産総額を、受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらの価値があるかをあらわしています。
------	---

繰上償還	信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰り上げて運用を終了させることをいいます。
------	---

個別元本	投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。
------	---

個別元本方式	税金の計算を各受益者毎の取得元本(個別元本)をもとに行なう方式のことをいいます。
--------	--

さ

自動けいぞく投資	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
----------	--

収益分配	ファンドの決算期に、運用の結果あげられた収益などを保有口数に応じて受益者に分配することをいいます。
------	---

受益者	ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。
-----	-------------------------

信託財産の総額	信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。
---------	-------------------------

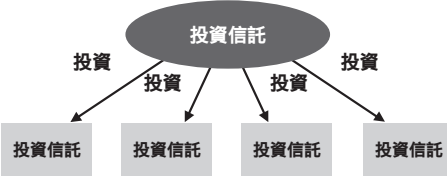
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額(信託財産の総額)から負債総額を控除したものをいいます。
-------	---

償還	ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。
----	-----------------------------------

信託期間	ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。
------	----------------------------

信託財産	多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。
------	--

そ の 他

信託財産留保額	投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。
信託報酬	ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。
デュレーション	金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
投資信託	多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替変動リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。
投資信託説明書	目論見書の別称です。
ファンド・オブ・ファンズ	投資信託に投資する投資信託のことをいいます。 
ファンドマネージャー	ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。
分散投資	投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域など)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。
ポートフォリオ	株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成をいいます。
目論見書	ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。
約 款	正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
リスクとリターン	投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

さ

た

は

ま

や

ら

そ
の
他

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード

I 0710.lasa_g_reit



ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」（マザーファンドを含みます。）は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産など値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、証券取引法（現 金融商品取引法）（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 4 月 5 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 4 月 6 日にその効力が発生しております。また、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 19 年 6 月 7 日および 10 月 5 日に関東財務局長に提出しております。

- 目 次 -

		頁
第 1	【ファンドの沿革】	1
第 2	【手続等】	1
1	【申込（販売）手続等】	
2	【換金（解約）手続等】	
第 3	【管理及び運営】	3
1	【資産管理等の概要】	
(1)	【資産の評価】	
(2)	【保管】	
(3)	【信託期間】	
(4)	【計算期間】	
(5)	【その他】	
2	【受益者の権利等】	
第 4	【ファンドの経理状況】	6
1	【財務諸表】	
(1)	【貸借対照表】	
(2)	【損益及び剰余金計算書】	
(3)	【注記表】	
(4)	【附属明細表】	
2	【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】		
第 5	【設定及び解約の実績】	15

第1【ファンドの沿革】

平成16年3月26日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なうものとします。
- ・原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(2) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

(3) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(4) コースの選択

- ・収益分配金の受取方法によって、< 分配金再投資コース > と < 分配金受取りコース > の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
- ・< 分配金再投資コース > をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

(5) 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(6) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(7) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(2) 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

(3) 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 解約請求による換金 >

(1) 換金単位

< 分配金再投資コース > 1 口単位

< 分配金受取りコース > 1 口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3) 手取額

1 口あたりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し 10%（内国法人は所得税のみの 7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第 3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と照会先

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時～正午)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成16年3月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回る事となった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・ 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成18年7月6日から平成19年1月5日までの特定期間と平成19年1月6日から平成19年7月5日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月14日

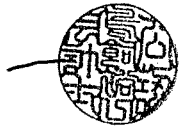
日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員



業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成18年7月6日から平成19年1月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成19年1月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年8月7日


日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士

鳥飼裕一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成19年1月6日から平成19年7月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成19年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

科目	期別	(単位：円)	
		前期 平成19年1月5日現在	当期 平成19年7月5日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		627,446,509	604,423,500
親投資信託受益証券		41,992,900,673	41,227,760,530
未収入金		20,000,000	90,000,000
流動資産合計		42,640,347,182	41,922,204,030
資産合計		42,640,347,182	41,922,204,030
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		141,423,657	138,336,305
未払解約金		48,478,895	131,351,530
未払委託者報酬		2,952,694	2,941,451
未払委託者報酬		52,410,510	52,210,927
その他未払費用		155,826	153,634
流動負債合計		245,421,582	324,993,847
負債合計		245,421,582	324,993,847
純資産の部			
元本等			
元本		25,310,109,280	24,491,664,051
剰余金			
期末剰余金		17,084,816,320	17,105,546,132
(うち分配準備積立金)		(10,494,226,665)	(11,603,833,851)
剰余金合計		17,084,816,320	17,105,546,132
元本等合計		42,394,925,600	41,597,210,183
純資産合計		42,394,925,600	41,597,210,183
負債・純資産合計		42,640,347,182	41,922,204,030

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	(単位：円)	
		前期 自平成19年1月5日 至平成19年7月5日	当期 自平成19年1月6日 至平成19年7月5日
営業収益			
受取利息		481,939	1,228,719
有価証券売買等損益		7,766,853,265	1,810,879,857
営業収益合計		7,787,335,204	1,812,108,576
営業費用			
委託者報酬		15,796,195	18,645,751
委託者報酬		280,383,535	330,963,123
その他費用		866,524	957,270
営業費用合計		297,046,254	350,566,144
営業利益金額		7,490,288,950	1,461,542,432
経常利益金額		7,490,288,950	1,461,542,432
当期純利益金額		7,490,288,950	1,461,542,432
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		109,727,378	16,533,721
期首剰余金		9,498,683,971	17,084,816,320
剰余金増加額		3,552,214,562	3,766,526,234
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(3,552,214,562)	(3,766,526,234)
剰余金減少額		2,515,284,244	4,318,135,794
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(2,515,284,244)	(4,318,135,794)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		831,359,541	872,689,339
期末剰余金		17,084,816,320	17,105,546,132

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成18年7月6日 至 平成19年1月5日	当期 自 平成19年1月6日 至 平成19年7月5日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	同左	同左

(貸借対照表に関する注記)

	前期 平成19年1月5日現在	当期 平成19年7月5日現在
1. 期首元本額	23,736,740,974 円	25,310,109,280 円
期中追加設定元本額	6,588,977,904 円	4,835,968,355 円
期中解約元本額	5,015,609,598 円	5,654,413,584 円
2. 当特定期間末日における受益権の総数	25,310,109,280 口	24,491,664,051 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期 自 平成18年7月6日 至 平成19年1月5日	当期 自 平成19年1月6日 至 平成19年7月5日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	95,490,286 円	112,254,467 円
2. 分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	101,108,963 円	61,395,090 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	718,426,493 円	4,105,428,758 円
C 信託約款に定める収益調整金	5,278,730,789 円	7,972,332,892 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	5,299,093,149 円	10,137,529,687 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	11,397,359,394 円	22,276,686,427 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.4776 円	0.8700 円
G 分配金額 (1万口当たり)	133,314,461 円	143,037,780 円
H 分配金額 (1万口当たり)	0.0060 円	0.0060 円
分配金に加算した外国支払税	9,848,716 円	10,585,956 円
自 平成18年8月8日 至 平成18年9月5日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	136,789,041 円	46,751,912 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	1,072,742,886 円	823,499,982 円
C 信託約款に定める収益調整金	5,535,890,656 円	7,405,482,443 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	5,804,910,824 円	13,512,666,706 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	12,550,333,407 円	22,200,491,242 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.5225 円	0.8663 円
G 分配金額 (1万口当たり)	134,244,061 円	143,934,952 円
H 分配金額 (1万口当たり)	0.0060 円	0.0060 円
分配金に加算した外国支払税	9,869,549 円	10,811,826 円

	自 平成18年9月6日 至 平成18年10月5日	自 平成19年5月6日 至 平成19年4月5日
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	130,253,511 円	181,281,233 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	1,711,139,505 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	5,982,233,723 円	9,162,632,445 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	6,600,823,137 円	12,884,718,152 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	14,424,449,876 円	22,228,631,830 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.5928 円	0.8680 円
G 分配金額 (1万口当たり)	135,936,785 円	143,623,688 円
H 分配金額 (1万口当たり)	0.0060 円	0.0060 円
分配金に加算した外国支払税	10,055,851 円	10,022,217 円
自 平成18年10月6日 至 平成18年11月6日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	65,788,947 円	156,590,512 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	251,984,200 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	6,493,803,472 円	9,427,152,129 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	8,027,433,251 円	12,546,131,010 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	14,839,009,870 円	22,129,873,651 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.6001 円	0.8686 円
G 分配金額 (1万口当たり)	143,764,937 円	152,860,434 円
H 分配金額 (1万口当たり)	0.0060 円	0.0060 円
分配金に加算した外国支払税	4,581,236 円	4,581,236 円
自 平成18年11月7日 至 平成18年12月5日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	61,234,702 円	62,960,398 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	1,981,738,734 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	6,845,332,854 円	9,541,572,629 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	7,893,656,468 円	12,154,194,044 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	16,781,962,758 円	21,758,727,071 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.6768 円	0.8652 円
G 分配金額 (1万口当たり)	142,675,640 円	150,886,180 円
H 分配金額 (1万口当たり)	0.0060 円	0.0060 円
分配金に加算した外国支払税	6,089,373 円	6,089,373 円
自 平成18年12月6日 至 平成19年1月5日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	223,881,135 円	145,295,763 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	823,499,982 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	7,405,482,443 円	9,449,371,827 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	9,588,269,205 円	11,596,874,193 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	18,041,132,765 円	21,191,541,903 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.7128 円	0.8652 円
G 分配金額 (1万口当たり)	141,423,657 円	138,336,305 円
H 分配金額 (1万口当たり)	0.0060 円	0.0060 円
分配金に加算した外国支払税	10,436,998 円	8,613,679 円

(有価証券に関する注記)

前期(自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	41,992,900,673	1,106,600,123
合計	41,992,900,673	1,106,600,123

当期(自 平成 19 年 1 月 6 日 至 平成 19 年 7 月 5 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	41,227,780,530	2,658,367,452
合計	41,227,780,530	2,658,367,452

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期	当期
平成19年1月5日現在	平成19年7月5日現在
1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)
1,6750 円	1,6984 円
(16,750 円)	(16,984 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	世界REITマザーファンド	20,086,616,580	41,227,780,530	
合計		20,086,616,580	41,227,780,530	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「世界REITマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「世界REITマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

世界REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

科 目	対象年月日 注記 番号	平成19年1月5日現在		平成19年7月5日現在	
		金 額		金 額	
資産の部					
流動資産					
預金		673,966,671		236,173,731	
コール・ローン		868,338,382		120,307,962	
投資証券		43,083,972,443		42,907,184,943	
未収入金		-		46,525,535	
未収配当金		217,298,948		189,467,851	
流動資産合計		44,843,576,444		43,499,660,022	
資産合計		44,843,576,444		43,499,660,022	
負債の部					
流動負債					
未払金		306,435,419		-	
未払解約金		20,000,000		90,000,000	
流動負債合計		326,435,419		90,000,000	
負債合計		326,435,419		90,000,000	
純資産の部					
元本等					
元本		22,604,129,911		21,149,617,466	
剰余金					
剰余金		21,913,011,114		22,260,042,556	
剰余金合計		21,913,011,114		22,260,042,556	
元本等合計		44,517,141,025		43,409,660,022	
純資産合計		44,517,141,025		43,409,660,022	
負債・純資産合計		44,843,576,444		43,499,660,022	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年7月6日 至 平成19年7月5日	自 平成19年7月6日 至 平成19年7月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が恣意義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認められた価額で評価しております。	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が恣意義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引などの処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

1. 期首	平成19年1月5日現在	平成18年7月6日	1. 期首	平成19年7月5日現在
期首元本額	22,212,231,096 円	22,212,231,096 円	期首元本額	22,604,129,911 円
期首からの追加設定元本額	1,810,236,693 円	1,810,236,693 円	期首からの追加設定元本額	822,501,064 円
期首からの解約元本額	1,418,337,878 円	1,418,337,878 円	期首からの解約元本額	2,277,013,509 円
平成19年1月5日現在の元本の内訳			平成19年7月5日現在の元本の内訳	
ラサール・グローバルREIT	21,322,687,455 円	21,322,687,455 円	ラサール・グローバルREIT	20,086,616,580 円
ファンド(毎月分配型)	1,281,442,456 円	1,281,442,456 円	ファンド(毎月分配型)	1,063,000,886 円
日興ワールドREITファンド(合計)	22,604,129,911 円	22,604,129,911 円	日興ワールドREITファンド(合計)	21,149,617,466 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	22,604,129,911 口	22,604,129,911 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	21,149,617,466 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位 : 円)
投資証券	43,083,972,443	229,418,340	
合計	43,083,972,443	229,418,340	

対象期間 (自 平成 19 年 1 月 6 日 至 平成 19 年 7 月 5 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位 : 円)
投資証券	42,907,184,943	2,438,858,158	
合計	42,907,184,943	2,438,858,158	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

	自 平成18年7月6日 至 平成19年1月5日	自 平成19年1月6日 至 平成19年7月5日
取引の内容	当ファンドが利用しているデリバティブ取引等は、為替予約であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の安定的な収益の確保を図る目的で行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、為替の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年1月5日現在	平成19年7月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,9694 円 (19,694 円)	2,0525 円 (20,525 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(投資証券)

	銘柄	券面総額	評価額	備考
3229	日本コマージュリアル投資法人 投資証券	184	97,520,000	
8951	日本ビルファンド投資法人 投資証券	302	528,500,000	
8953	日本リテールファンド投資法人 投資証券	383	425,130,000	
8967	日本ロジステイクスファンド投資法人 投資証券	184	213,440,000	
8972	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	394	365,632,000	
8976	D.A.オプティクス投資法人 投資証券	239	187,615,000	
	合計	1,686	1,817,837,000	

(外国投資証券)

	銘柄	券面総額	評価額	備考
00163T10	AMB PROPERTY CORPORATION	42,241	2,317,763.67	
00423910	ACADIA REALTY TRUST	45,149	1,203,220.85	
03958310	ARCHSTONE-SMITH TRUST	101,674	6,039,435.60	
05348410	AVALONBAY COMMUNITIES INC	54,721	6,694,019.93	
05664E10	BRE PROPERTIES-CL A	64,623	3,802,417.32	
09063H10	BIOMED REALTY TRUST INC	72,194	1,843,834.76	
10112110	BOSTON PROPERTIES INC	92,532	9,668,668.68	
12483010	CB&ASSOCIATES PROPERTIES	96,048	3,555,696.96	
13313110	CAMDEN PROPERTY TRUST	26,679	1,812,037.68	
22002T10	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TRUST	56,213	2,365,443.04	
25278430	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	200,000	4,054,000.00	
29476L10	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	260,820	11,982,070.80	
29717810	ESSEX PROPERTY TRUST INC	31,893	3,758,271.12	
31374720	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	39,175	3,097,175.50	
33610F10	FIRST POTOMAC REALTY TRUST	85,108	2,027,272.56	
37002110	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	179,139	9,683,211.29	
42194610	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	75,078	2,136,719.88	
43730610	HOME PROPERTIES INC	16,085	847,518.65	
44107P10	HOST HOTELS & RESORTS INC	259,152	6,178,183.68	
49427F10	KILLROY REALTY CORPORATION	85,579	6,163,399.58	
51794210	LASALLE HOTEL PROPERTIES	96,903	4,394,551.05	
55977510	MAGUIRE PROPERTIES INC	107,915	3,786,737.35	
73746410	POST PROPERTIES INC	43,152	2,251,671.36	
74341010	PROLOGIS	194,501	11,430,823.77	
74460D10	PUBLIC STORAGE	63,760	5,052,980.00	
75884910	REGENCY CENTERS CORPORATION	139,102	10,097,414.18	
78440X10	SL GREEN REALTY CORP	49,399	6,420,882.02	
81721M10	SENIOR HOUSING PROPERTIES TRUST	85,491	1,832,927.04	
82880610	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	167,440	15,943,636.80	
86667410	SUN COMMUNITIES INC	33,198	1,022,498.40	
86789210	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	152,764	4,433,211.28	

外国投資証券（ユーロ） (単位：ユーロ)

銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
CORA	CORIO NV	84,250	4,862,800.00	
GFC	GECLINA SA	19,010	2,358,190.50	
LI	KLEPIERRE	38,740	4,813,057.60	
NSI	NIEMME STEEN INVESTMENTS NV	94,018	1,950,873.50	
SEPIF	SOCIETE FONCIERE PARIS ILE-DE-FRANCE	4,115	526,678.85	
UL	UNIBAIL-RODANCO	49,600	9,468,144.00	
ULA	UNIBAIL-RODANCO	33,280	6,343,168.00	
VASTN	VASTNED RETAIL NV	31,815	1,989,073.80	
WDP	WAREHOUSES DE PALUJ SCA	39,842	1,934,329.10	
WEHA	WERELDHAVE NV	29,700	3,112,560.00	
ユーロ 計		424,370	37,348,875.35	
(邦貨換算額)			(6,243,238,004)	

(単位：円)

総合計			(41,089,347,943)	
			42,907,184,943	

(注1) 総合計の()内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

(注2) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	投資証券 36銘柄	100.0	55.2
カナダドル	投資証券 5銘柄	100.0	4.4
オーストラリアドル	投資証券 5銘柄	100.0	10.0
イギリスポンド	投資証券 6銘柄	100.0	10.2
香港ドル	投資証券 2銘柄	100.0	3.0
シンガポールドル	投資証券 2銘柄	100.0	2.0
ユーロ	投資証券 10銘柄	100.0	15.2

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

87666410	TAUBMAN CENTERS INC	37,061	1,903,082.35	
91274F10	U-STORE-IT TRUST	217,711	3,607,471.27	
92276F10	VENTAS INC	155,062	5,831,881.82	
92904210	VORNADO REALTY TRUST	132,992	15,147,788.80	
93966310	WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	65,609	2,270,071.40	
アメリカドル 計		3,626,163	184,667,990.44	
(邦貨換算額)			(22,690,155,984)	

外国投資証券（カナダドル） (単位：カナダドル)

銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
CWIT-U	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	146,900	3,819,400.00	
INN-U	INVEST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	63,700	828,100.00	
MRT-U	MORGUARD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,300	949,050.00	
REF-U	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	182,500	5,338,125.00	
REI-U	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	197,369	4,776,329.80	
カナダドル 計		660,769	15,711,004.80	
(邦貨換算額)			(1,823,890,547)	

外国投資証券（オーストラリアドル） (単位：オーストラリアドル)

銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
IIF	ING INDUSTRIAL FUND	2,158,118	5,179,483.20	
IPG	INVESTA PROPERTY GROUP	638,000	1,862,960.00	
MCW	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRUST	2,941,315	5,867,923.42	
MGR	MIRVAC GROUP	1,131,126	6,447,418.20	
WDC	WESTFIELD GROUP	973,076	19,500,443.04	
オーストラリアドル 計		7,841,635	38,858,227.86	
(邦貨換算額)			(4,094,102,887)	

外国投資証券（イギリスポンド） (単位：イギリスポンド)

銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
BLND	BRITISH LAND COMPANY PLC	390,270	5,346,699.00	
BXTN	BRIXTON PLC	321,633	1,395,887.22	
GPOR	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	76,166	502,695.60	
HMSO	HAMMERSON PLC	130,210	1,864,607.20	
LAND	LAND SECURITIES GROUP PLC	352,881	6,238,936.08	
SLOU	SEGR0 PLC	263,170	1,618,495.50	
イギリスポンド 計		1,594,330	16,967,320.60	
(邦貨換算額)			(4,202,974,986)	

外国投資証券（香港ドル） (単位：香港ドル)

銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
FRT	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	717,000	4,624,650.00	
LINK	LINK REIT	4,176,000	72,996,480.00	
香港ドル 計		4,893,000	77,621,130.00	
(邦貨換算額)			(1,220,204,164)	

外国投資証券（シンガポールドル） (単位：シンガポールドル)

銘柄	銘柄	券面総額	評価額	備考
AREIT	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,131,000	9,393,000.00	
MLT	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	466,000	689,680.00	
シンガポールドル 計		3,597,000	10,082,680.00	
(邦貨換算額)			(814,781,371)	

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 19 年 7 月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	35,547,175,533	円
負債総額	488,346,084	円
純資産総額 (-)	35,058,829,449	円
発行済数量	23,534,299,356	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.4897	円

(参考) 世界 REIT マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	37,905,668,586	円
負債総額	417,408,732	円
純資産総額 (-)	37,488,259,854	円
発行済数量	20,828,563,436	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.7998	円

第 5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第 1 特定期間	17,423,182,300	109,228,769
第 2 特定期間	16,884,276,244	9,152,257,606
第 3 特定期間	13,197,755,858	11,363,866,037
第 4 特定期間	5,763,611,017	10,267,816,706
第 5 特定期間	7,244,759,917	5,883,675,244
第 6 特定期間	6,588,977,904	5,015,609,598
第 7 特定期間	4,835,968,355	5,654,413,584

(注) 第 1 特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード

I 0710.lasa_g_reit

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード

I 0710.lasa_g_reit